

○国立大学法人横浜国立大学遺伝子組換え実験安全専門委員会規則

(平成 21 年 9 月 17 日規則第 84 号)

改正 平成 22 年 6 月 30 日規則第 79 号 平成 23 年 3 月 29 日規則第 57 号
平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号 平成 28 年 1 月 27 日規則第 10 号
平成 28 年 9 月 15 日規則第 69 号 平成 29 年 3 月 30 日規則第 69 号
平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号 令和 2 年 2 月 7 日規則第 8 号
令和 2 年 3 月 30 日規則第 65 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人横浜国立大学におけるライフサイエンス研究等の実施に関する規則(平成 19 年規則第 105 号。以下「規則」という。)第 8 条第 3 項の規定に基づき、遺伝子組換え実験安全専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 専門委員会は、規則第 2 条第 2 項第 2 号に定める遺伝子組換え実験の実施の適否その他の関係事項について、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)その他法令等に基づき審査を行う。

2 専門委員会は、ライフサイエンス研究等倫理委員会に対し、実験中の研究に関して、当該研究計画の変更、中止その他必要と認める意見を述べることができる。

3 専門委員会は、その他研究の適正な実施のために必要な事項に関する業務を行う。

(組織)

第 3 条 専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 遺伝子組換え実験安全主任者

(2) 教育学部及び各研究院の遺伝子組換え研究者である教員 各 1 人

(3) 教育学部及び各研究院の教授会から選出された教員(遺伝子組換え研究者を除く。) 各 1 人

(4) 安全衛生推進機構の教員のうち医師の資格を有する者 1 人

(5) 学長が指名する者 若干人

(任期)

第 4 条 前条第 2 号から第 5 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 専門委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、審査事項が発生したときは、遅滞なく専門委員会を招集する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 専門委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第3条第1項第1号及び第4号に掲げる委員が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 専門委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 専門委員会の事務は、研究・学術情報部研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

2 この規則施行の際、第3条に基づく最初の委員となる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則(平成22年6月30日規則第79号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月29日規則第57号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第52号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年1月27日規則第10号)

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則(平成28年9月15日規則第69号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規則第69号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第47号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 7 日規則第 8 号)

- 1 この規則は、令和 2 年 2 月 7 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、第 3 条の規定に基づき最初に委員となる者の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までとする。

附 則(令和 2 年 3 月 30 日規則第 65 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。